

諮問事項（3）

振動規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件の見直しについて

1 見直しの必要性

振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づき、本県では振動規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件（昭和54年福島県告示第276号）で規制基準等を定め、その後、数次の改正を経て現在に至っている。

振動規制法に基づく規制基準では、振動による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定している。

認定こども園法の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定された「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとすると環境省から通知がなされた。（資料2-3）

そのため、振動規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件（昭和54年福島県告示第276号）に、「幼保連携型認定こども園」の追加を行うもの。

2 改正内容

振動規制法の規定に基づき規制地域を指定し、規制基準等を定める件（昭和54年福島県告示第276号）に、「幼保連携型認定こども園」を追加する。

8

現行

- 一 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域
鏡石町、西郷村、矢吹町及び石川町のうち別表に掲げる区域
- 二 特定工場等において発生する振動の規制基準

次の表のとおりとする。ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、同表の規定にかかわらず、同表に定める値から五デシベルを減じた値とする。

- ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する保育所
- ウ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- エ 図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館
- オ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第一種区域	六〇デシベル以下	五五デシベル以下
第二種区域	六五デシベル以下	六〇デシベル以下

備考 この表において「昼間」とは、午前七時から午後七時までとし、「夜間」とは、午後七時から翌日午前七時までとする。

改正案

- 一 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域
鏡石町、西郷村、矢吹町及び石川町のうち別表に掲げる区域
- 二 特定工場等において発生する振動の規制基準

次の表のとおりとする。ただし、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における当該基準は、同表の規定にかかわらず、同表に定める値から五デシベルを減じた値とする。

- ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する保育所
- ウ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- エ 図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する図書館
- オ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第一種区域	六〇デシベル以下	五五デシベル以下
第二種区域	六五デシベル以下	六〇デシベル以下

備考 この表において「昼間」とは、午前七時から午後七時までとし、「夜間」とは、午後七時から翌日午前七時までとする。

三 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る省令別表第一の付表の第一号に規定する区域

ア 別表に規定する第一種区域の全域

イ 騒音規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、基準等を定める件（昭和五十四年福島県告示第二百七十五号）の別表で指定した第三種区域

ウ 別表において第二種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域

(一) 学校教育法第一条に規定する学校

(二) 児童福祉法第七条に規定する保育所

(三) 医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(四) 図書館法第二条第一項に規定する図書館

(五) 老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

四 道路交通振動の限度に係る省令別表第二の備考の一の規定による区域の区分及び同備考の二の規定による時間の区分

ア 区域の区分

(一) 第一種区分 別表に規定する第一種区域

(二) 第二種区分 別表に規定する第二種区域

イ 時間の区分

(一) 昼間 午前七時から午後七時まで

(二) 夜間 午後七時から翌日の午前七時まで

(別表・略)

三 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る省令別表第一の付表の第一号に規定する区域

ア 別表に規定する第一種区域の全域

イ 騒音規制法の規定に基づき規制地域等を指定し、基準等を定める件（昭和五十四年福島県告示第二百七十五号）の別表で指定した第三種区域

ウ 別表において第二種区域として定められた区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね八十メートル以内の区域

(一) 学校教育法第一条に規定する学校

(二) 児童福祉法第七条に規定する保育所

(三) 医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(四) 図書館法第二条第一項に規定する図書館

(五) 老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホーム

(六) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

四 道路交通振動の限度に係る省令別表第二の備考の一の規定による区域の区分及び同備考の二の規定による時間の区分

ア 区域の区分

(一) 第一種区分 別表に規定する第一種区域

(二) 第二種区分 別表に規定する第二種区域

イ 時間の区分

(一) 昼間 午前七時から午後七時まで

(二) 夜間 午後七時から翌日の午前七時まで

(別表・略)